

電気料金メニュー定義書

～ **なかのじょう** の電気～
[従量料金 C プラン]

令和5年4月1日改定
株式会社中之条パワー
登録番号：A0218

目 次

1 実 施 期 日.....	1
2 定 義.....	1
3 単位および端数処理.....	1
4 適 用 条 件.....	1
5 供給電気方式、供給電圧および周波数.....	2
6 契 約 電 流.....	2
7 電 気 料 金.....	2
8 適 用 期 間.....	3
9 契約容量の変更.....	3
10 Cプランの定義書の変更および廃止	4
別 表.....	5
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	5
2 燃 料 費 調 整.....	6
3 契約容量および契約電力の計算方法.....	8

電気料金メニュー定義書【～なかのじょうの電気～従量料金Cプラン】（以下「Cプランの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、Cプランの定義書に定める基本料金、電力量料金、最低月額料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

Cプランの定義書は、令和5年4月1日より実施します。

2 定義

次の言葉は、Cプランの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、需給約款に定義される言葉は、Cプランの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。）をいいます。

3 単位および端数処理

Cプランの定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

4 適用条件

Cプランの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「Cプラン」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて

契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- ③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

6 契約電流

- (1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約電力および契約容量の計算方法）により計算された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

- (2) 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

7 電気料金

- (1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	276.83 円
---------------------	----------

- (2) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 15（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.88 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.48 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.58 円

(3) 非化石価値加算

電気需給約款 12（電源の特性）により付加された非化石価値にともない、お客様に負担していただく費用は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	1.00 円
-------------	--------

(4) お礼の電力返礼者への特例

ふるさと納税の返礼としての電力の供給に関しては、(4)の加算金を免除します。
また、返礼終了後も免除を継続します。

8 適用期間

- (1) Cプランの適用開始日は、電気需給約款 6（需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 10（供給の開始）(2)に定める需給開始日とし、電気需給約款 34（電気需給契約の変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2) Cプランの適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日（以下「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日の属する月の前月の1日から15日までに、電気需給約款 34（電気受給契約の変更）にもとづき、Cプランの変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4) (3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

9 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

ただしお客さまが、新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約容量の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結

前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、需給約款 2（本約款等の変更）に準じます。

10 C プランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、C プランの定義書を変更する場合には、電気需給約款 2(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、C プランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) C プランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 2（本約款等の変更）に準じます。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に提示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものいたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日いたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌日の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のより算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計いたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価いたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量か

ら最低料金適用電力量を差し引いたものに（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

- ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

（イ） （ロ）の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行例に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

- （ロ） 定額制供給の場合は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃 料 費 調 整

（１） 燃料費調整額の計算

- ① 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸 入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円 の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で 四捨五入します。

- ② 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下 第 1 位で四捨五入します。

イ	1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合 燃料費調整単価 = (44,200 円 - 平均燃料価格) × ((2)の基準単価 ÷ 1,000)
ロ	1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 44,200 円) × ((2)の基準単価 ÷ 1,000)

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の 1 前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.228 円
-------------	---------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および (1)②によって計算された燃料費調整単価を当社の ホームページに掲載します。

3 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
- $$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)}$$

× 電圧 (ボルト)

× (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
- $$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)}$$

× 電圧 (ボルト)

× 1.732

× (1 ÷ 1,000)